



有害金属に関する IPEN 水俣宣言

2013 年 10 月 4 日

IPEN 参加団体の声明は、2013 年 10 月水銀条約に関する全権委員会議の折に、日本の水俣において合意された。

IPEN 参加団体は、ここに水俣被害者グループと連帯し、水俣は単に名前、場所、又は病名だけではないということに同意する。それは、それ以上のことである。それはまた、痛み、企業の無責任、損失、そして差別である。水俣は、人々と地域社会についてのことである。それは生き残るための戦いであり、生きることについての彼らの決意である。これが真の水俣である。

我々は、IPEN 参加団体として、水銀、鉛及びカドミウムのような有害金属は、我々の地域と世界の環境をもはや汚染せず、もはや我々の地域社会、我々の食物、我々の体、又は我々の子どもたちや将来の世代の体を汚染しないことを確実にするために活動するという我々の固い決意と我々の広範な約束を宣言する。

さらに、

我々は、水銀汚染が人の健康と環境への深刻な脅威であり、それらの脅威を低減するために、水銀の排出と放出を最小にし、廃絶するために行動が必要であるという世界の合意を歓迎し、

我々は、水銀の大気中での長距離の移動、その環境中での残留性、その生態系と食物連鎖中で生体蓄積する能力、そして、人の体と環境への世代をわたるその著しい影響のために、世界が懸念する化学物質であるということを強調し、

我々は、女性や子どものようなぜい弱な集団、そして彼らを通じて、特に発展途上国や移行経済国における将来の世代への水銀の健康影響に脚光を当て、

我々は、水銀が近くの発生源で、また遠く離れた地域で及ぼすことができる生態系と人の健康への深刻で長期にわたる危害を認め、

我々は、水銀の生体蓄積と伝統的な食物の汚染に起因する北極圏の生態系と先住民の特別なぜい弱性を強調し、

我々は、主要な蛋白源としての魚や海産物に依存する多くの地域社会に影響を及ぼす海産物中の水銀により引き起こされる危害のよく確立された科学的な証拠を認め、我々は、人間を含んで全ての生物中の水銀の生体蓄積に特別の懸念を持つことに留意し、

我々は、労働者、女性と子ども、先住民、採掘者、漁民、北極圏の社会、島や海岸の住民、小規模金採掘者、貧しい人々、そして水銀への曝露により影響を受ける

その他の社会的集団の要求と戦いを認めて支援する。我々は、健康な環境への権利、労働者の保護、知る権利、公平な補償、医療、そして環境正義を实践する全ての影響を受ける集団との連帯と支援を必要とし、

我々は、人力小規模金採掘（ASGM）の水銀の使用を最小にし、実行可能な場合にはその使用を回避するために効果的で適切な技術を採掘者が利用できるようにし、ASGM 地域での水銀貿易と供給を止め、汚染されたサイトを修復してその回復を確実にし、採鉱者が代替の生計を確保することを支援するためのプログラムを作り出すために、人力小規模金採掘への行動に権限を与えるためのもっと大きな約束を必要とすること強調し、

我々は、大気及び水質を守り、土壌汚染を防ぐために、大規模採掘活動からの水銀放出を削減し廃絶するための厳格な規制措置が必要であることを強調し、

我々は、再生可能な代替エネルギー源の使用を促進する一方で、石炭火力発電所からの水銀汚染を削減し廃絶するための厳格な規制措置が必要であることを強調し、

我々は、暫定的及び長期間の保管と処理の環境的に適切な水銀の管理、及び人の健康を守るための低い水銀制限値の必要性に脚光を当て、

我々は、水銀の陸と水への放出に対応するための義務的な措置を強化することを促し、汚染サイトからのものを含んで、これらの放出を特定し、削減し、廃絶するための厳格で早急な行動を促し、

我々は、塩化ビニルモノマー製造を含んで製造プロセスからの水銀放出に注意を向けるよう求め、民間企業に対して放出を削減及び廃絶し、水銀を使用しない製造手法を導入するためのどのような措置をもとるよう要求し、

我々は、水銀の排出と放出の総計が削減され廃絶されるよう、早急に水銀条約を批准し、その目的と条項を厳格に実施することを政府に求め、

我々は、有害金属汚染により人の健康と環境に及ぼされるダメージに脚光を当てるために継続的な行動を起こし、水銀、鉛、及びカドミウムのような有害金属の汚染源を削減し、実行可能な場合には廃絶するための国家及び世界の管理措置のための国際的な支援を促進することを決意し、

我々は、消費者用、医療用及び歯科用製品、並びに農薬及びその他を含む様々な製品のライフサイクル中の水銀、鉛、カドミウム、ヒ素及びその他の有害金属への暴露を削減し、廃絶する必要があることに留意し、

我々は、民間企業が有害金属の使用と放出を厳しく削減する責任をとり、浄化と補償の責任をとることを要求し、

我々は、予防原則と知る権利、世代間の公平義務、環境正義、汚染者負担、そして責任と補償を認識し再確認する。